

認定手続開始通知書（輸入者用）

令和 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)
 殿

(税関官署の長) 印

貴殿が令和 年 月 日に輸入申告した貨物は、関税法第69条の11第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の12第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	令和 年 月 日		
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 権利者の氏名又は名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸入差止申立て	有	無	
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	令和 年 月 日		

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の11第1項第9号・第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。）[注：裏面2及び3参照]

2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかるわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 上記8に記載されている期間中は、証拠を提出し、意見を述べるため疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。

4. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して10営業日（延長があった場合は20営業日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。

5. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の20第1項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めるることができます。

6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から1月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第69条の12第5項の規定により通知されます。
2. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かを認定するに際して、貴殿の通関実績や過去の認定手続の結果を証拠として採用し、認定の基礎とする場合もあります。これらの点についても証拠を提出し、意見を述べることができます。
3. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権（商標法第37条第8号に該当する場合に限る。）、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 商標権（商標法第25条及び第37条第1号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸入するものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

（注）上記（1）及び（2）における「業として」又は上記（3）における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
4. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第2条第1号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
5. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第69条の11第2項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することができます。